

2016年5月13日

各 位

本店所在地 東京都千代田区麴町2丁目4番地
会社名 そーせいグループ株式会社
(コード番号4565 東証マザーズ)
代表者 代表執行役社長 CEO 田村真一
問い合わせ先 執行役副社長 CFO 虎見英俊
電話番号 03-5210-3290 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年5月13日開催の取締役会において、下記のとおり2016年6月24日開催予定の第26回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

経営体制強化のため、2016年4月1日付で代表執行役を2名としたことに伴い、株主総会の招集権者及び議長に関する現行定款第15条の規定を変更するものであります。また、単元未満株主の権利に関する現行定款第8条の規定の誤りを訂正しようとするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(単元未満株主の権利) 第8条 当社の株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 (3) 前条に規定する単元未満株式の売渡しを請求する権利	(単元未満株主の権利) 第8条 当社の株主は、 <u>その有する単元未満株式について</u> 、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、代表執行役社長がこれを招集する。代表執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役がこれを招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、代表執行役社長が議長となる。代表執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役が議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて代表執行役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 代表執行役が複数あるときは、あらかじめ取締役会において定めた者が前項の招集権者及び議長を務める。</p> <p>3. 前2項の規定により議長となる者に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の執行役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

3. 日 程

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2016年6月24日(金) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2016年6月24日(金) |

以 上